

介護サービス事業 運営上の留意点 (介護予防支援)

令和4年8月5日(金)

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

目次

I 指導監査の実施

1 指導

2 監査

II 実地（運営）指導結果

III その他

I 指導監査の実施

1 指導と監査の違い

○指導

制度管理の適正化や、より良いケアの実現のために行う。

「運営指導」と「集団指導」がある。

○監査

指定基準違反や不正請求が疑われる場合に行う。

1 指導

① 集団指導

■ 制度管理の適正化のため実施

- 介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進
- 指定・更新事務などの制度説明
- 運営指導における指導結果の説明や好事例等の紹介
- 非常災害対策、労働基準法令順守、衛生管理等、事故防止対策などの周知
- 介護報酬請求に係る過誤・不正防止の観点から適正な請求事務指導

など

1 指導

②運営指導

■よりよいケアの実現のため実施

◆ 運営指導

- 人員、設備基準の遵守、適切な人員の配置、「高齢者虐待防止」及び「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導

◆ 報酬請求指導

- 報酬基準に基づいた実施体制の確保
- 一連のケアマネジメントプロセスに基づいたサービス提供
- 多職種との協働によるサービス提供の実施

1 指導

②運営指導（運営指導の流れ）

4月～5月頃

運営指導実施通知の郵送、事前提出書類の依頼



実施の1週間前

事前提出書類の依頼
事前提出書類の依頼



当日

ヒアリング、書類点検



1 指導

②運営指導（運営指導の流れ）

2週間～1カ月後 結果通知の郵送



通知から1月以内 （文書指摘事項があった場合）改善状況報告書の提出

2 監査

■各種情報により指定基準違反や不正請求が疑われる場合に行う

- ① 通報、苦情、相談等に基づく情報
- ② 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ③ 国保連、保険者からの通報情報
- ④ 介護給付費適正化システムの分析情報
- ⑤ 「介護サービス情報の公表」の拒否等の情報
- ⑥ 運営指導から監査への切替え

→不適正な運営、不正請求への機動的な対応・介入

《法律上、県、市町村に「立入権限」あり》

2 監査（監査後の取扱い）

①行政上の措置

◆（改善）勧告（行政指導）

- 期限を定めて基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- 従わないときは、その旨を《公表》することができる。

◆（改善）命令（行政処分）

- 正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。
- 命令をした場合は、その旨を《公示》しなければならない。

2 監査（監査後の取扱い）

①行政上の措置

- ◆指定の効力の**全部・一部停止**（行政処分）
 - 不正な運営に対し、緊急的に不適正な介護報酬の請求を停止させるなど指定の全部又は一部の効力停止を行うことができる。

- ◆指定の**取消**（行政処分）
 - 指定取消事由のいずれかに該当するときには、指定を取り消すことができる。

2 監査（監査後の取扱い）

②経済上の措置（介護報酬等の返還）

指導・監査の結果、介護サービス事業者に与える経済上の措置

- 過誤調整

介護報酬の請求に誤りがあったときに返還する

- 返還金

不法な行為により介護報酬の支払いを受けたときに返還する

- 加算金

返還金に加え4割の額を加算するもの

II 運營指導結果

近年の運営（実地）指導結果

実地指導対象事業所

令和2年度 全 75 事業所

令和3年度 全 114 事業所

鳥取市条例

○条例

【介護予防支援】

鳥取市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条
例

(平成26年12月26日鳥取市条例第38号)

(鳥取市例規集 http://www.city.tottori.lg.jp/reiki/reiki_menu.html)

報酬基準

○基準【介護予防支援】

指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日厚生労働省告示第129号)

○解釈通知【介護予防支援】

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う
実施上の留意事項について

(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発)

多かった指摘

☆内容及び手続の説明及び同意

■重要事項説明書に、事故発生時の対応が記載されていないため記載すること。(介護予防支援条例第7条第1項)

重要事項説明書には、運営規程の概要、担当職員の勤務体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用者がサービス利用するにあたっての重要事項を記載しなければならない。

多かった指摘

☆計画作成

■福祉用具貸与・特定福祉用具販売（介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売）を居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に貸与・販売が必要な理由を記載すること。（居宅介護支援条例第16条の(22)(23)）（介護予防支援条例第33条(24)(25)）

福祉用具貸与・販売が必要となる本人の状態、必要となる福祉用具の選択理由等、記載がない場合や非常に抽象的な場合が多い。

多かった指摘

☆計画作成

■アセスメントについては情報収集のみでなく、収集した情報に基づき利用者が自立した日常生活を営む上で解決すべき課題を把握すること。
(介護予防支援条例第33条の(6))

アセスメントとは、収集した情報について、課題の分析を行うことを指すが、情報収集のみの記録しか残されていない場合がある。

多かった指摘

☆秘密保持等

■サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。（介護予防支援条例第25条第3項）

■職員の秘密保持の誓約書について、従業者全員分を徴していない。

（介護予防支援条例第25条1項及び2項）

もれのないように徴すること。また就業中だけでなく退職後の守秘義務についても誓約書に盛り込む必要がある。

多かった指摘

☆勤務体制に関するもの

■事業所で作成する勤務表について、勤務時間、職務内容、管理者との兼務関係及び常勤・非常勤の区分を明確にしたものをひと月ごとに作成すること。

Ⅲ その他

指定介護予防支援業務の委託

☆指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の業務を一部委託する場合には、以下の事項を遵守しなければならない。

■委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

■委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

■委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、運営基準を遵守するよう措置させなければならないこと。

※委託を行ったとしても、介護予防支援に係る責任主体は指定介護予防支援事業者です！

介護現場におけるハラスメント対策

令和3年度の報酬改定でパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務付けられた。

■事業主が講ずべき措置の内容

- ①方針の明確化及びその周知啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

業務継続計画の策定等

業務継続計画・・・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

■感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

■従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。

■定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

※上記全て令和6年3月31日まで経過措置

感染症の予防及びまん延の防止のための措置

■感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じること。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

※令和6年3月31日まで経過措置

虐待の防止

■虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業員への周知徹底
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備
- ③従業員に対し、虐待を防止するための研修を**定期的**に実施
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設定

※令和6年3月31日まで経過措置

終わりに

指導監査室ではホームページにて、指定介護サービス事業所における人員・設備・運営等についての自己点検シートを公開しています。

定期的な点検を行うなど、適切な事業運営を行うためにご利用ください。

(ホームページアドレス)

<http://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1510019918686/index.html>

終わりに

日頃から、
法令違反や過誤請求等の未然防止のため、日ごろから運営に関する基準
や報酬・加算に関する基準を確認するようにしてください。

